

質 疑 応 答 書

件名

仙台市役所本庁舎電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	A
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	電力会社は「日本エネルギー総合システム㈱」、検針日は仕様書のとおり「毎月1日」です。	
2	各施設について、自動検針装置はついていますか。	設置しております。	
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。	
4	今回の入札について融雪用電力の契約は含まれておりますでしょうか。	融雪用電力の契約は含まれておりません。	
5	融雪設備等は設置されていますか。	設置しておりません。	
6	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書「10 入札及び開札方法等(9)ウ」に記載のとおりです。	
7	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	仕様書に記載のとおりです。	
8	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税込です。なお、入札金額の積算にあたっては入札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。	

9	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか</p> <p>A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）</p>	<p>計算過程における端数処理方法の指定はありませんが、入札金額の積算にあたっては入札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。また、契約は上記内訳書に記載された単価に基づきます。</p>
10	<p>税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。</p>	<p>入札金額は「税込総額」です。</p>
11	<p>弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。 また、電子請求書について協議可能でしょうか。</p>	<p>可能ですが、請求書は以下を確認できることが必要です。 ①請求者（住所、氏名（法人は法人名及び代表者の肩書・氏名））②請求先（仙台市宛であることが確認できれば可）③請求の内容（件名）④請求金額（インボイス対応）⑤請求年月日 ⑥振込口座の情報</p>
12	<p>お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）</p>	<p>問題ありません。</p>
13	<p>発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
14	<p>契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
15	<p>請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。</p>	<p>電力需給契約書（案）第11条第3項のとおりです。</p>

16	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	問題ありません。
17	弊社の請求書は、原則、 確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。 ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
18	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費等調整額については、電力需給契約書（案）第9条のとおりです。
19	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
20	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	応札額の変更はできません。契約後の変更については、電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。
21	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力は仕様書のとおりです。
22	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	仕様書記載の契約電力での契約とします。万が一、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下された場合には、落札者と契約電力の変更について協議します。
23	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW	契約電力：900 kW 最大需要電力：2025年9月 742 kW
24	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	仕様書記載の契約電力での契約とします。万が一、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下された場合には、落札者と契約電力の変更について協議します。

25	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	30分値データの検針・記録等行っておりませんので、提供はできません。
26	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただくことは可能でしょうか。	落札後の対応は可能です。
27	当該同意書をご提出いただくことにより、広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。こちらも問題ございませんでしょうか。（落札後の対応）	No.26のとおりです。
28	契約書締結までの10日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	入札説明書「16 契約書の作成」に記載のとおりです。
29	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	契約期間内で増築等の予定はありません。
30	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	予定はありません。
31	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
32	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	郵送による入札者が落札者となった場合には、開札日当日に電話にて連絡します。落札公告は、落札者決定から72日以内に仙台市ホームページに掲載します。また、開札日翌日以降、電話でのお問い合わせにも対応します。
33	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	落札後の対応は可能です。

34	落札後仮に契約書の修正（覚書等を含む）が必要な事項が発生した場合に協議可能となりますでしょうか。	可能です。
35	※入札説明書、仕様書等すでにご記載の内容に関する質問もございますが、確認のため今一度ご教示いただけますと幸いです。お手数おかけしますがよろしくお願いいたします。	

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市役所本庁舎電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	B
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	<p>燃料費等調整に関しまして、お尋ねいたします。 弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。 弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。</p> <p>※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。 また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。</p> <p>燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定(固定化)し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。</p>	<p>各月の請求は燃料費等調整を含めることが必須です。応札いただいた場合は、本契約内容に対応可能であると判断します。</p>	

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
- 注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市役所本庁舎電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	C
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	仕様書および電力需給契約書(案)に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、電力需給契約書(案)に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。	変更は認めません。仕様書および電力需給契約書(案)に定めのない事項については、協議を行う場合に各小売電気事業者が定める統一約款等を参照し、優先するよう努めます。	
2	弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	変更は認めません。電力需給契約書(案)第11条第3項のとおりとします。	
3	遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、電力需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	変更は認めません。電力需給契約書(案)第11条第4項のとおりとします。	
4	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。	電力需給契約書(案)に基づき協議します。	
5	入札説明書10(12)と同様、仕様書や電力需給契約書(案)に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。 (弊社落札後、東北エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします)	問題ありません。	
6	今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示いただけますでしょうか。 (例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月〇〇kW)	契約電力：900 kW 最大需要電力：2025年9月 742 kW	
7	弊社では納付書(請求書)払い、もしくは口座振替(口座引き落とし)となります。 どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	口座振替の対応は致しかねます。納付書(請求書)をお送りいただき、貴社の指定口座へ振り込む対応は可能です。	
8	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。 ご了承いただけますでしょうか。	落札者決定から72日以内に仙台市ホームページに落札公告を掲載します。 なお、公表する金額は落札金額(総額)です。	
9	検針結果はweb上でご確認いただくことは可能でしょうか。	可能です。	

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市役所本庁舎電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	D
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	<p>当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者）</p> <p>②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁</p>	<p>①一般送配電事業者名：東北電力ネットワーク(株)</p> <p>②供給地点特定番号(先頭2桁)：02</p>	
2	<p>提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はいかがでしょうか。</p>	<p>入札説明書「10 入札及び開札方法等(9)ウ」に記載のとおりです。</p>	
3	<p>自家発補給電力の契約はありますか。</p>	<p>自家発補給電力の契約はありません。</p>	
4	<p>現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)</p>	<p>可能です。</p>	
5	<p>現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。</p>	<p>契約電力：900 kW 最大需要電力：2025年9月 742 kW</p>	
6	<p>契約電力が1 施設で500kW 以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。 その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。</p>	<p>仕様書記載の契約電力での契約とします。万が一、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下された場合には、落札者と契約電力の変更について協議します。</p>	

7	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	電力需給契約書（案）第4条に基づき協議します。
8	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はありません。
9	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
10	①紙の請求書の発行は必要でしょうか。なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料（330円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	Webによる請求書の対応が可能です。ただし、請求書は以下を確認できる必要があります。 ①請求者（住所、氏名（法人は法人名及び代表者の肩書・氏名））②請求先（仙台市宛であることが確認できれば可）③請求の内容（件名）④請求金額（インボイス対応）⑤請求年月日 ⑥振込口座の情報
11	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
12	現在の計量日をご教示ください。	検針日は仕様書のとおり「毎月1日」です。
13	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
14	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
15	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	問題ありません。

16	<p>請求時の基本料金の算定方法について、弊社では (基本料金単価×契約電力)＋力率割引・割増相当額 により算定しております。基本料金および力率割引 については個別に計算しますが、力率割引の考え方は 旧一般電気事業者の定義と同じです。 例) 力率が100%の場合、基本料金を15%割引しま す。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>落札決定後に協議します。</p>
17	<p>自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始 までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合 開始申込の希望開始ができない可能性もございますので ご注意ください。</p>	<p>設置しております。</p>
18	<p>仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に 記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょ うか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議 内容について別途覚書を締結することは可能でしょ うか。</p>	<p>可能です。</p>
19	<p>入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めな ど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒 と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はあり ますでしょうか。</p>	<p>割印、ホッチキス留め等は必要ありません。 郵送提出については、入札説明書「10 入札及び開札 方法等(11)」に記載のとおりです。</p>
20	<p>入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょ うか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地 方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点 第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端 数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出す る際、1円未満の端数を切り上げる。</p>	<p>①各単価には消費税及び地方消費税相当額を含めてく ださい。 ②③計算過程における端数処理方法の指定はありませ んが、入札金額の積算にあたっては入札説明書と一緒 に仙台市ホームページに掲載しているエクセルデー タ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。また、契 約は上記内訳書に記載された単価に基づきます。 ④入札金額は消費税込み総額入れです。</p>
21	<p>入札書と内訳書およびその他提出書類について、Excel もしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。 不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。</p>	<p>任意様式での作成は不可です。内訳書については、入 札説明書と一緒に仙台市ホームページに掲載している エクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用くだ さい。入札書・委任状については下記のページに掲載 しております(入札書記載の消費税の取扱いに関する 文言は削除しご使用ください)。 ホーム > 手続き案内・電子申請・申請書ダウンロード > 申請書・届出書様式のダウンロードサービス > 契約・入札</p>
22	<p>弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、 燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可 能でしょうか。</p>	<p>燃料費等調整額については、電力需給契約書(案)第 9条のとおりです。</p>

23	<p>①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。</p> <p>②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	<p>①②燃料費等調整額については、電力需給契約書(案)第9条のとおりです。</p>
24	<p>上記②に関して、旧一般電気事業者の約款は、「契約開始時点のもの」と「毎月のご請求時点のもの」のどちらが適用されますでしょうか。</p>	<p>燃料費等調整額については、電力需給契約書(案)第9条のとおりです。</p>
25	<p>燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。</p>	<p>不可です。各月の請求は燃料費等調整を含めることが必須です。</p>
26	<p>落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。</p>	<p>開札日に決定する予定です。開札日に決定しない場合の確認可能時期は、現時点で回答出来かねます。</p>
27	<p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>電気料金の計算については、電力需給契約書(案)第6条のとおりです。</p>
28	<p>落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>電力需給契約書(案)の条項に基づき協議いたします。</p>
29	<p>複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
30	<p>計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。</p>	<p>問題ありません。</p>

31	<p>落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>2回目入札辞退の場合において、辞退届の提出は不要です。</p>
32	<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>入札説明書「16 契約書の作成」に記載のとおりです。</p>
33	<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
34	<p>市場運動、または市場運動を含むプランでの応札は可能でしょうか。</p>	<p>不可です。</p>
35	<p>市場運動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場運動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>No.34のとおりです。</p>
36	<p>入札書はペンまたはボールペンを使用とございますが、印字したもので問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
37	<p>① 仕様書3.その他(2)について、「料金の算定上必要な計量器及びその付属装置等は、すべて受注者の負担において取付けること。」とありますが、料金の算定上必要な計量機器類及びその付属装置等については当該区域の一般送配電事業者の持ち物となり、弊社では負担できかねます。こちらについては、一般送配電事業者の負担において実施するという認識でよろしいでしょうか。 ② 同じく仕様書その他(2)に記載のある計量機器以外の費用についても弊社では負担できかねます。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>①②受注者の所有する発電設備等に故障や障害が生じた場合の対応は仕様書のとおりとします。また、受注者には電力需給契約書(案)第1条第2項及び安定供給確約書に基づき、契約期間中の電力の安定供給に努めていただきます。</p>

38	別紙1及び2に記載の契約電力につきまして、実績は900kWとなっておりますが、予定には800kWと記載がございました。切り替えと同時に契約電力の減少をご希望という認識でお間違いないでしょうか。	ご認識の通りです。
39	上記の質問に関して、契約電力を減少される理由をご教示いただけますでしょうか。	過去2年間の最大需要電力(2024年7月[741kW]、2025年9月[742kW])を鑑み、今後改修等により電力需要が増える見込みがないことから、契約電力を減少するものです。
40	契約後の申請の結果、一般送配電事業者から契約電力の減少が認められない可能性もございます。その場合は900kWでの契約となるため、入札時の条件と異なります。その場合には単価変更の協議は可能でしょうか。	仕様書記載の契約電力での契約とします。方が一、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下された場合には、落札者と契約電力の変更について協議します。
41	入札書に記載する金額は税込でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
42	郵便で入札に参加する場合、配達証明付き書留郵便のみ認められますか。簡易書留など、追跡ができる形式であれば問題ないですか。	入札説明書「10 入札及び開札方法等(11)」に記載のとおりです。
43	郵送で入札書を提出する場合は下記の書類を提出するという認識でお間違いないでしょうか。 ・一般競争入札参加資格認定通知書 ・入札書 ・入札金額積算内訳書 ・入札用封筒 (身分を確認できるものの書類の同封は不要でしょうか。)	郵送提出については、入札説明書「10 入札及び開札方法等(11)」に記載のとおりです。

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合(入札・見積に必要な事項に限る。)にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市役所本庁舎電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	E
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	※燃料費等調整について ・落札後の契約時において燃料調整を行わないプランで ご契約することは可能でしょうか。	不可です。各月の請求は燃料費等調整を含めることが 必須です。	
2	※燃料費等調整について 現行（公告時点）の燃料費等調整の算定諸元をご契約満 了まで適用させていただくことは可能でしょうか（通常 プランの場合）	電力需給契約書（案）第9条のとおりです。	
3	入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませ んか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態 でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	割印、ホチキス止め、袋とじ等は必要ありません。	
4	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整 単価は合算され燃料費等調整単価として表示されます のでご了承くださいませ。	問題ありません。	
5	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、 完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施 設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して 頂くこととなりますが、ご了承くださいませでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさ せていただいております。毎月の受電月報（30分デー タ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能です のでよろしくお願ひします。	Webによる請求書の対応が可能です。ただし、請求書は 以下を確認できることが必要です。 ①請求者（住所、氏名（法人は法人名及び代表者の肩 書・氏名））②請求先（仙台市宛であることが確認 できれば可）③請求の内容（件名）④請求金額（イン ボイス対応）⑤請求年月日 ⑥振込口座の情報	
6	銀行振込により振込手数料が発生した場合、 民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき 該当手数料は振込者のご負担となります。 予めご了承くださいませ。	問題ありません。	
7	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備 および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設 など、電力の契約に影響するような工事予定がある 場合、工事内容を教えてください	予定はありません。	
8	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を 教えてくださいませ。	「日本エネルギー総合システム(株)」です。	
9	スマートメータは設置されていらっしゃいます でしょうか。	設置しております。	
10	今回の供給開始時において契約電力を変更される 予定はありますか。	契約電力は仕様書のとおりです。	
11	現在の契約電力をご教示ください。	900kWです。	
12	契約内容に関する協議にはご対応いただけます でしょうか。	可能です。	

13	<p>契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。</p> <p>契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。</p>	<p>入札説明書「16 契約書の作成」に記載のとおりです。</p>
14	<p>第2条（権利義務の譲渡等の禁止） 下記文言の追記をお願いしますでしょうか。 ■ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。</p>	<p>追記は認めません。電力需給契約書（案）第2条のとおりです。</p>
15	<p>第5条（使用電力量の計量） 計量日に関する記載がございますが下記文言に変更をお願いしますか。 『計量は毎月1日午前0:00に～』</p>	<p>電力需給契約書（案）第5条と同義のため、変更は認めません。</p>
16	<p>第20条（契約外の事項） 定めのない事項に付き協議を行う際に『受注者の電力需給約款参照の上』を追記できますか。</p>	<p>追記は認めません。約款については入札説明書「18 契約条項」に記載のとおりです。</p>
17	<p>第〇条（違約金・・） 発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いしますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第●条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第●条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	<p>追記は認めません。当該事由が発生した場合は、電力需給契約書（案）第20条に基づき協議します。</p>
18	<p>第〇条（・・力率割引に関する記載条項・・） こちらの内容について追記は可能でしょうか。 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。</p>	<p>追記は認めません。電力需給契約書（案）第8条のとおりです。</p>
19	<p>契約単価については、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送料金（送配電ネットワーク利用料）を含むため、これらの料金に改定があった場合には、同額分の増減を基本料金単価および従量料金単価に反映する見直しを行うことについて、ご同意いただけますでしょうか。</p>	<p>電力需給契約書（案）の条項に基づき協議します。</p>

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

質 疑 応 答 書

件名

仙台市役所本庁舎電力需給

		整理番号 (仙台市記入欄)	F
質 問 事 項		回 答 (仙台市記入欄)	
1	<p><入札金額に関して> 入札金額に国の負担軽減策は含めない認識でよいか。</p> <p>【該当箇所】 入札説明書-10「入札及び開札方法等」(12)</p>	ご認識のとおりです。	
2	<p><入札仕様に関して> 燃料費調整額を適用しないメニューでの応札も可能か。</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第9条 仕様書-(10)料金制度</p>	不可です。各月の請求は燃料費等調整を含めることが必須です。	
3	<p><契約電力の変更について> 契約電力の変更は、入札時に示された前提条件の変更を意味する。当社は仕様書に基づき入札価格を決定しているため、前提条件の変更による契約単価の変更を発注者の一方的な申し出により容認することはできない。ついては、契約電力および契約単価の変更については、発注者・受注者双方の協議・合意を要件とするよう、下記のとおり電力需給契約書の条文修正を要望する。</p> <p>(電力需給契約書修正案) 『第4条 契約電力を変更する必要があると認めるときは、発注者と受注者が協議の上、変更するものとする。』 この場合において、契約単価の変更についても、発注者と受注者が協議し、合意した場合に限り変更できるものとする。』</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第4条</p>	修正は認めません。契約電力の変更に基づく契約単価の変更については、発注者の判断（必要があると認められるとき）により行われ得るものですが、その前提となる契約電力の変更自体は、発注者・受注者双方の協議および合意を要件としております。したがって、発注者の一方的な申し出により契約電力が変更され、これに伴い契約単価が変更されるものではないと考えております。	
4	<p><契約電力超過について> 契約電力超過金の支払いについて、交渉の結果としてその要否が決定されるものではないため、電力需給契約書の協議にかかる部分を削除していただきたい。</p> <p>(電力需給契約書修正案) 『発注者が前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合には、超過金の支払いについて発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、発注者は、受注者の請求により下記の超過金を支払うものとする。』</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第4条</p>	削除は認めません。超過金の支払いは、契約電力超過の経緯等を確認・協議したうえで判断すべきものであるため、協議に関する記載の削除には応じかねます。	

5	<p><契約電力超過について> 契約電力の超過に関して、一般送配電事業者は契約上ご使用いただける最大電力にもとづき供給設備を準備し、安定的な電気の供給を図っている。したがって、契約電力を超えて電気をご使用された場合には、すみやかに契約電力を変更していただくことを電力需給契約書に規定していただきたい。</p> <p>(電力需給契約書修正案) 『発注者が契約電力をこえて電気を使用する等、本契約が電気の使用状態に比べて適正でない認められる場合には、甲・乙は本契約をすみやかに適正なものに変更する。』</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第4条</p>	修正は認めません。契約電力超過の対応は、超過の経緯等を確認・協議したうえで判断すべきものであるため、発注者・受注者双方の協議および合意による原案のままとします。
6	<p><使用電力量の計量について> 実際の計量業務は託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が実施するものである。一般送配電事業者は、託送供給等約款に定める方法・タイミング以外での計量は行わないため、受注者が独自に計量日や計量方法を設定することはできない。</p> <p>ついで、本条の計量方法および計量日の規定について、託送供給等約款に基づく一般送配電事業者の計量結果をもって使用電力量とする旨、条文修正を要望する。</p> <p>(電力需給契約書修正案) 『計量は、託送供給等約款等に基づき、一般送配電事業者が毎月一定の日に、各月ごとに行なう。 2 受注者は、一般送配電事業者から使用電力量等を受領し、後日、電気通信回線等を通じて発注者に通知するものとする。』</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第5条</p>	原案においても取扱いに支障は生じないと判断するため、修正は行いません。実務上、必要がある場合は、電力需給契約書(案)の条項に基づき協議します。
7	<p><使用電力量の計量について> 通知方法は、WEBサイト上のみとなるが問題ないか。</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第5条</p>	問題ありません。
8	<p><料金の計算について> 端数処理について、以下のとおりとなるが問題ないか。</p> <p>①基本料金 : 銭未満切り捨て ②電力量料金 : 銭未満切り捨て ③燃料費調整額 : 銭未満切り捨て ④再エネ賦課金 : 円未満切り捨て →①～④を合計し、円未満切り捨て。</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第6条</p>	電力需給契約書(案)第6条のとおりです。

9	<p><料金の計算について> 電力需給契約書の現行案では「基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)」とされているが、実際の基本料金の計算は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金：基本料金単価×契約電力 ・力率割引および割増：上記基本料金に対し、力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき1%割引、85%を下回る場合は、その下回る1%につき1%割増については、下記の通り条文修正を要望する。 <p>(電力需給契約書修正案) 2 前項の基本料金は、次により算出する。 基本料金単価×契約電力 3 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、前項の基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、前項の基本料金を1パーセント割増しする。</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第6条</p>	<p>修正は認めません。電力需給契約書(案)第6条及び第8条のとおりとします。実務上、必要がある場合は、電力需給契約書(案)の条項に基づき協議します。</p>
10	<p><契約単価の変更について> 電力需給契約書(案)第10条に関し「法令の改正、受注者の発電事情等の変動等により、第7条の契約単価を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる」と規定されている。この「法令の改正」等に、一般送配電事業者の託送供給等約款その他の約款等の変更が含まれない場合は、条文中に明記されたい。</p> <p>(電力需給契約書修正案) 第10条 前条に規定するもののほか、契約後において、法令の改正、一般送配電事業者の託送供給等約款その他の約款等の変更、受注者の発電事情等の変動等により、第7条の契約単価を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第10条</p>	<p>修正は認めません。当該事由が発生した場合は、電力需給契約書(案)の条項に基づき協議します。</p>
11	<p><料金の支払いについて> 請求書の発行について、当社ではWEBサイトへの掲載による電子発行(紙面での発行は行わない)としているが、これで問題ないか。</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第11条</p>	<p>問題ありませんが、請求書は以下を確認できることが必要です。 ①請求者(住所、氏名(法人は法人名及び代表者の肩書・氏名))②請求先(仙台市宛であることが確認できれば可)③請求の内容(件名)④請求金額(インボイス対応)⑤請求年月日⑥振込口座の情報</p>
12	<p><料金の支払いについて> 支払い方法について、当社では口座振替(振替日は毎月27日、27日が金融機関非営業日の場合はその翌営業日)としているが、これで問題ないか。</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第11条</p>	<p>口座振替の対応は致しかねます。請求書(電子でも可)をお送りいただき、御社の指定口座へ振り込む対応は可能です。</p>

<p>13</p>	<p><損害賠償について> 電力需給契約書（案）第17条（損害賠償）について、以下の通り要望する。 当社約款では、一般送配電事業者の託送供給等約款等に基づく供給停止や、当社の責めによらない理由による供給中止・制限等の場合には、当社は損害賠償責任を負わない旨を明記している。</p> <p>一方、貴契約書案第17条では、不可抗力による場合を除き、停電等により発注者または第三者に損害が生じた場合、受注者が損害賠償責任を負う内容となっている。しかし、当社の責めによらない理由（例：一般送配電事業者の供給停止、法令・約款等に基づく供給中止、保安上の措置等）による停電・供給中止・制限等については、当社は損害賠償責任を負わないことを明確にする必要がある。</p> <p>については、下記の通り条文修正を要望する。</p> <p>（電力需給契約書修正案） 第17条 受注者は、次のいずれかに該当したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、受注者の責めによらない理由（一般送配電事業者の託送供給等約款等に基づく供給停止、法令等に基づく供給中止・制限、保安上必要な措置、その他当社の責めとならない事由）による場合は、この限りでない。</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第17条</p>	<p>修正は認めません。原案においても受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任を負う趣旨で規定しております。</p>
<p>14</p>	<p><契約外の事項について> 電力需給契約書（案）第20条について、以下の通り条文修正を要望する。</p> <p>本契約に定めのない事項については、原則として当社の供給約款および一般送配電事業者等の託送供給等約款等に基づき処理し、なお疑義が生じた場合には、発注者及び受注者は誠意をもって協議し、その処理に当たるとしたい。</p> <p>（電力需給契約書修正案） 第20条 本契約に定めのない事項については、当社の供給約款および一般送配電事業者等の託送供給等約款等に基づき処理するものとし、なお疑義が生じた場合には、発注者及び受注者は誠意をもって協議し、その処理に当たるとする。</p> <p>【該当箇所】 電力需給契約書-第20条</p>	<p>修正は認めません。約款については入札説明書「18 契約条項」に記載のとおりです。</p>

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。
- 注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。
- 注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。